

平成29年3月分(4月納付分)～の 協会けんぽの保険料率についてお知らせします。

皆さまのご理解をお願い申し上げます。
こちらのリーフレットを従業員の皆さま
にご覧いただくなど、お知らせにご協
力をお願いいたします。



栃木支部の健康保険料率は据え置きとなります。
介護保険料率は変更となります。



なお、平成29年度の都道府県ごとの健康保険料率は、支部別に「引上げ」「据え置き」「引下げ」に分かれます。

特定保険料率・ 基本保険料率とは

健康保険料率(9.94%)のうち、6.21%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.73%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。

◆ご不明な点がございましたら、協会けんぽまでお問い合わせください。



全国健康保険協会 栃木支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL.028-616-1691 (代表) H29.3.21より移転のため
両住所併記

受付時間/平日8:30~17:15

〒320-8514 宇都宮市大通り1-4-22 MSC第2ビル

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮Dビル 7階(平成29年3月21日～)